

6 国際連合安全保障理事会決議六八八

(一九九一)

採 択 一九九一年四月五日(安保理第二九八二回会
合)

安全保障理事会は、
国際連合憲章の下での国際の平和と安全の維持についてのその
義務と責任を想起し、

国際連合憲章第二条7を想起し、

国境に向けかつ国境を越える大量の難民の流出と国境侵犯は地
域の国際の平和と安全を脅かすものであり、これをもたらした最
近のクルド人居住地区を含むイラクの多くの地域におけるイラク
一般市民の抑圧に深刻な懸念を抱き、

これらの人々の深甚な苦痛に深い憂慮の念を抱き、

トルコ代表及びフランス代表の一九九一年四月二日及び一九九
一年四月四日付けの国際連合あての書簡(S/二四三三五及び
S/二四四二)に留意し、

イラン・イスラム共和国常駐代表からの一九九一年四月三日及
び四日付けの国際連合あての書簡(S/二四三六六及びS/二
四四七)にも留意し、

すべての加盟国が、イラク及び同地域のすべての国の主権、領
土保全及び政治的独立の尊重を約していることを再確認し、

一九九一年三月二〇日の事務総長報告(S/二三三六六)に留
意して、

一 最近のクルド人居住地区を含むイラクの多くの地域における
一般市民の抑圧は、その帰籍が同地域における国際の平和と安
全を脅かすものであり、これを非難する。

二 地域の国際の平和と安全への脅威を除去するためイラクが直
ちにこうした抑圧を停止することを要求し、同じ意味において
イラクのすべての市民の市民的及び政治的権利が尊重されるよ
う公開の対話が行われることを希望する。

三 イラクに対し、イラクのすべての地域で援助を必要としてい

るすべての人に国際人道組織が直ちに接触することを認め、そ
の活動に必要なあらゆる便宜をはかることを求める。

四 事務総長に対し、イラクにおける人道的努力を続け、かつ、
必要な場合には同地域への更に使節を派遣して、イラク当局に
よる抑圧に苦しむイラクの一般市民特にクルド人の窮状につい
て報告するよう要請する。

五 さらに事務総長に対し、国際連合の関係諸機関のものを含む
可能な一切の手段を用いてイラクの難民及び流民の切迫した必
要に緊急に対処するよう要請する。

六 すべての加盟国と人道組織に対し、これらの人道救援活動に
寄与するよう訴える。

七 イラクがこれらの目的のため事務総長に協力するよう要求す
る。

八 この問題に引き続き取り組むことを決定する。

